

情報・システムソサイエティ ビデオコンテンツ作成協力謝礼金基準

2020年11月25日制定

1. 主催者は、情報・システムソサイエティのビデオコンテンツ撮影に関わる講演に対して、講師に支払う講演謝金、旅費とは別に、コンテンツ作成協力に対する謝礼金を支払うことができる。ただし、以下のようなコンテンツに対しては、原則として支払いを行わないこととする。

- ・賞金授与を伴う受賞記念講演
- ・図面プレゼンテーションを伴わない講演
- ・会議参加報告、出張報告等
- ・開会・閉会挨拶、祝辞、講評等
- ・パネルディスカッション、座談会、討論会
- ・10分未満のショートプレゼンテーション
- ・既存映像コンテンツの提供
- ・講演を伴わない資料提供
- ・その他、財務幹事が謝礼金の支払いが適当でないと判断した場合

2. 本基準に関わる謝礼金の額（税引き後の手取り額）は、電子情報通信学会の会員であるか非会員であるかに関わらず、プログラム上の講演時間（質疑応答を含め、休憩時間は含めない。）に基づき、以下の基準にしたがって算定する。

10分以上 25分未満	： 2,000円
25分以上 40分未満	： 3,000円
40分以上	： 5,000円

3. 本基準に関わる謝礼金の支払いは、主催者側にて必要な予算を確保して充当するものとする。

以上

エレクトロニクスソサイエティ ビデオコンテンツ作成協力謝礼金基準 参照

<https://www.ieice.org/es/jpn/secretariat/video.php>